

整骨院・接骨院は 健康保険が使える場合と 使えない場合があります。

ご注意ください

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。医療機関ではありませんので、健康保険(後期高齢者医療保険証)が適用される範囲が限られています。



使える場合

外傷性の負傷の場合

医師や柔道整復師に、急性または亜急性(急に次ぐ)の外傷性の原因によるものと診断されて施術を受けたとき

- 打撲 ●ねんざ
- 挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼

(ただし、応急手当ての場合を除き、医師の同意が必要)

※健康保険で施術を受けた場合は、療養費の申請のために「療養費支給申請書」に記載されている内容を確認して、原則として自分で署名することになっています(くわしくは裏面をご覧ください)。



使えない場合

内科的・慢性的な症状等

- 単なる(疲労性・慢性的な要因からくる)
肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの
慢性病や、症状が
見られない長期の施術
- 保険医療機関
(病院、診療所等)で同じ負傷の治療中のもの
- 労災保険が適用となる仕事中や
通勤途上の負傷



施術を受けたあとで
健康保険の適用が認められなければ
全額自己負担となります。

施術を受けるときは注意しましょう

負傷の原因を 正確に伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、仕事中や通勤途上の負傷(労災保険の対象)の場合は健康保険の対象となりません。負傷の原因を正しく伝えて健康保険が適用されるかどうか確認しましょう。

保険医療機関で 治療中の場合は 健康保険が使えません

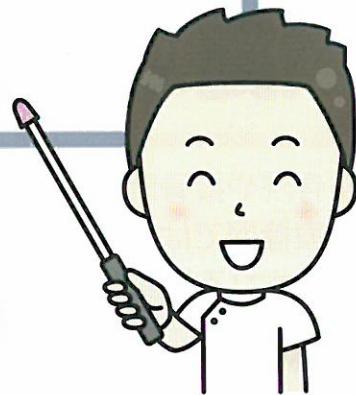
同じ負傷で、保険医療機関(病院、診療所等)で治療中の場合は、原則として柔道整復師の施術は健康保険の対象となりません。

施術が長期にわたる 場合は、医師の 診察を受けましょう

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因ではなく、病気などの内科的要因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。

医療費適正化のために 負傷の原因をはつきりと 正確に伝えましょう。

適正な療養費支給のためにご協力をお願いします。



1 | 負傷原因を正確に伝えましょう いつ、どこで、何をして、どんな症状か

健康保険が適用されるかどうかは何かが原因で負傷したのかによって決まります。外傷性の負傷でない場合は健康保険の対象にはなりません。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合にはお住まいの市町村の後期高齢者医療相談窓口に連絡してください。

2 | 「療養費支給申請書」の内容をよく 確認してから署名しましょう

療養費の支給はいったんかかった費用の全額を自己負担し、申請して認められた場合にあとから自己負担分を除いた額が支払われますが、柔道整復療養費の場合は、患者は窓口で自己負担分を支払い、残りの費用は患者に代わって柔道整復師が健康保険に請求できる「受領委任」が認められています。

この場合は、療養費の請求を柔道整復師に委任する手続きとして、「療養費支給申請書」の受取代理人欄への署名が必要です。署名する際には次のことに注意してください。

- 「療養費支給申請書」に記載されている負傷原因、負傷名、日数、金額などが間違っていないかよく確認してください。よく確認せずに署名してしまうと間違いにつながりますので十分注意してください。
- 「療養費支給申請書」には、原則として自分で署名することになっています(手首の負傷などで自筆できないときは代筆も可能ですが、その場合は捺印が必要です)。

3 | 領収書は必ずもらって保管しておきましょう

領収書は必ず発行してもらいましょう(領収書は無料発行が義務づけられています)。もらった領収書は保管しておき、医療費通知書の金額、日数を確認しましょう。

※領収書は医療費控除を受ける際にも必要となりますので大切に保管しておきましょう。

施術内容について
お尋ねすることができます。

健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、後日施術日や施術内容などについてお尋ねする場合があります。施術の記録や領収書などを保管しておいてください。



茨城県後期高齢者医療広域連合

TEL.029-309-1214